

平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 北 國 銀 行 代表 者 名 取締役頭取 安宅 建樹 (コード番号 8363 東証第一部) 問合 せ 先 取締役兼執行役員 総合企画部長 中村 和哉 (TEL 076-263-1111)

## 定款一部変更に関するお知らせ

株式会社北國銀行(頭取 安宅 建樹)は、平成27年4月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月26日開催予定の第107期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の目的

(1) 当行は、平成27年3月27日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示をしておりますとおり、平成27年6月26日開催予定の定時株主総会の承認を条件に監査等委員会設置会社に移行することにより、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図るものです。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および 監査等委員会に関する規定の追加、監査役および監査役会に関する規定の削除、取締役 および取締役会に関する規定の変更等を行います。

- (2)監査等委員会設置会社においては、定款に規定することで、取締役会が重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することが可能になるため、その旨の規定を追加します。
- (3)会社法の改正により、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない 取締役について、その期待される役割を十分に発揮できるように、責任限定契約を締結 できる旨の規定を追加します。
- (4) その他、上記の各変更に伴う条数等の変更等を行います。
- 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りとなります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成27年6月26日(金)平成27年6月26日(金)

以上

《本件に関するお問合せ先》 総合企画部企画課 今井・又多 (TEL076-223-9703)

## 【別 紙】

変更の内容は、次の通りであります。(変更部分を下線部で示しております。)

変更の内容は、次の通りであります。(変更部分を下線部で示しております。)	
現行	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条~第3条(条文省略)	第1条~第3条(現行通り)
第4条(機関)当銀行は、株主総会および取締役のほ	第4条(機関)当銀行は、株主総会および取締役のほ
か、次の機関を置く。	か、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	2. 監査等委員会
3. 監査役会	3. 会計監査人
第5条(条文省略)	第5条(現行通り)
第2章 株式	第2章 株式
第6条~第12条(条文省略)	第6条~第12条(現行通り)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第 13 条~第 18 条(条文省略)	第 13 条~第 18 条(現行通り)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第 19 条 (員数) <u>当銀行の取締役は、</u> 15 名以内とする。	第 19 条 (取締役の員数)
	(1) 当銀行の監査等委員である取締役以外の取締役
	<u>(以下「監査等委員でない取締役」という。)は、</u> 15
	名以内とする。
(新設)	(2) 当銀行の監査等委員である取締役は、6名以内
	とし、その過半数は社外取締役とする。
第 20 条(選任方法)	第20条(取締役の選任方法)
(1) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	(1) (現行通り)
(新設)	(2) 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員
	である取締役と監査等委員でない取締役とを区別し
	て選任しなければならない。
<u>(2) 前項</u> の選任決議は、議決権を行使することがで	(3) 取締役の選任決議は、議決権を行使することが
きる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席	できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出
し、その議決権の過半数をもって行う。	席し、その議決権の過半数をもって行う。
(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないもの	(4) 取締役の選任決議は、累積投票によらないもの
とする。	とする。
第21条(任期)取締役の任期は、選任後1年以内に	第21条(取締役の任期)
終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株	(1) 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年
主総会の終結の時までとする。	以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する
(+r=n,)	定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	(2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年
	以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する
/±r:≥n\	定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	(3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締
	役の補欠として選任された監査等委員である取締役 の欠期は、現代した監査等委員である取締役の欠期の
	<u>の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の</u> 満了する時までとする。
第 22 条(代表取締役および役付取締役)	<u> </u>
第 22 宋 (八衣取締役ねよい役付取締役) (1) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選	第22 宋 (代表取締役および役付取締役) (1) 取締役会は、その決議によって監査等委員でな
(1) 収納仅云は、ての伏蔵によって代表収納仅を選定する。	(1) 取締役云は、その伏蔵によって <u>監査寺安貞でな</u> い取締役の中から代表取締役を選定する。
(2) 取締役会は、その決議によって取締役会長、取	(2) 取締役会は、その決議によって監査等委員でな
総の	い取締役の中から取締役会長、取締役頭取、取締役副
締役各若干名を定めることができる。	頭取各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定め
MHKTHIATCKWSCCM (CSS)	大小山 1 年 7 日 1 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7

ることができる。

第23条(取締役会の招集権者および議長)	第23条(取締役会の招集権者および議長)
(1) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除	(1) (現行通り) 
き、取締役頭取がこれを招集し、議長となる。	
(2) 取締役頭取に事故があるときは、取締役会にお	(2) (現行通り)
いてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締	
役会を招集し、議長となる。	
(新設)	(3) 前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する
	監査等委員は、取締役会を招集することができる。
第24条(取締役会の招集通知)	第24条(取締役会の招集通知)
(1) 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各	(1) 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各
取締役 <u>および各監査役</u> に対して発するものとする。た	取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必
だし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮する	要があるときは、この期間を短縮することができる。
ことができる。	
(2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、	(2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続
招集の手続きを経ないで取締役会を開催することが	を経ないで取締役会を開催することができる。
できる。	held and the control of the control
第25条(条文省略)	第25条(現行通り)
(新設)	第26条(重要な業務執行の決定の委任)当銀行は、
	取締役会の決議によって重要な業務執行(会社法第
	399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決
	定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第 <u>26 条</u> (条文省略)	第 <u>27 条</u> (現行通り)
第27条(報酬等)取締役の報酬、賞与その他の職務	第 <u>28</u> 条( <u>取締役の</u> 報酬等)
執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以	<u>(1)</u> (現行通り)
下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によっ	
て定める。	
(新設)	(2) 会社法第 361 条第 1 項各号に掲げる事項は、監
(新設)	<u></u> 査等委員である取締役と監査等委員でない取締役と
(***)	査等委員である取締役と監査等委員でない取締役と を区別して定めなければならない。
(新設)	査等委員である取締役と監査等委員でない取締役と を区別して定めなければならない。 第 29 条 (取締役の責任免除) 当銀行は、会社法第 427
(***)	査等委員である取締役と監査等委員でない取締役と を区別して定めなければならない。 第29条(取締役の責任免除)当銀行は、会社法第427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等で
(***)	査等委員である取締役と監査等委員でない取締役と を区別して定めなければならない。 第29条(取締役の責任免除)当銀行は、会社法第427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等で あるものを除く。)との間に、同法第423条第1項に
(***)	査等委員である取締役と監査等委員でない取締役と を区別して定めなければならない。 第 29 条 (取締役の責任免除) 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等で あるものを除く。) との間に、同法第 423 条第 1 項に 規定する損害賠償責任を限定する契約を締結するこ
(***)	査等委員である取締役と監査等委員でない取締役と を区別して定めなければならない。 第 29 条 (取締役の責任免除) 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等で あるものを除く。) との間に、同法第 423 条第 1 項に 規定する損害賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限
(***)	査等委員である取締役と監査等委員でない取締役と を区別して定めなければならない。 第 29 条 (取締役の責任免除) 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等で あるものを除く。) との間に、同法第 423 条第 1 項に 規定する損害賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限 度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額
(新設)	査等委員である取締役と監査等委員でない取締役と を区別して定めなければならない。 第 29 条 (取締役の責任免除) 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等で あるものを除く。) との間に、同法第 423 条第 1 項に 規定する損害賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限 度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額 とする。
(新設) 第5章 監査役および監査役会	査等委員である取締役と監査等委員でない取締役と を区別して定めなければならない。 第 29 条 (取締役の責任免除) 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等で あるものを除く。) との間に、同法第 423 条第 1 項に 規定する損害賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限 度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額 とする。
(新設) 第5章 監査役および監査役会 第28条(員数)当銀行の監査役は、5名以内とする。	査等委員である取締役と監査等委員でない取締役と を区別して定めなければならない。 第 29 条 (取締役の責任免除) 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等で あるものを除く。) との間に、同法第 423 条第 1 項に 規定する損害賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限 度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額 とする。 (削除)
(新設)  (新設)  (第5章 <b>監査役および監査役会</b> 第28条(員数) 当銀行の監査役は、5名以内とする。 第29条(選任方法)	査等委員である取締役と監査等委員でない取締役と を区別して定めなければならない。 第 29 条 (取締役の責任免除) 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等で あるものを除く。) との間に、同法第 423 条第 1 項に 規定する損害賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限 度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額 とする。
(新設)  (新設)  第5章 <b>監査役および監査役会</b> 第28条(員数)当銀行の監査役は、5名以内とする。 第29条(選任方法) (1)監査役は、株主総会の決議によって選任する。	査等委員である取締役と監査等委員でない取締役と を区別して定めなければならない。 第 29 条 (取締役の責任免除) 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等で あるものを除く。) との間に、同法第 423 条第 1 項に 規定する損害賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限 度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額 とする。 (削除)
(新設)  (新設)  第5章 監査役および監査役会  第28条(員数) 当銀行の監査役は、5名以内とする。 (第29条(選任方法) (1) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 (2) 前項の選任決議は、議決権を行使することがで	査等委員である取締役と監査等委員でない取締役と を区別して定めなければならない。 第 29 条 (取締役の責任免除) 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等で あるものを除く。) との間に、同法第 423 条第 1 項に 規定する損害賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限 度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額 とする。 (削除)
(新設)  (新設)  (新設)  第5章 監査役および監査役会  第28条(員数) 当銀行の監査役は、5名以内とする。 (第29条(選任方法) (1) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 (2) 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席	査等委員である取締役と監査等委員でない取締役と を区別して定めなければならない。 第 29 条 (取締役の責任免除) 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等で あるものを除く。) との間に、同法第 423 条第 1 項に 規定する損害賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限 度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額 とする。
(新設)  (新設)  (新設)  第5章 <b>監査役および監査役会</b> 第28条(員数) 当銀行の監査役は、5名以内とする。 (第29条(選任方法) (1) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 (2) 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	査等委員である取締役と監査等委員でない取締役と を区別して定めなければならない。 第 29 条 (取締役の責任免除) 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等で あるものを除く。) との間に、同法第 423 条第 1 項に 規定する損害賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限 度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額 とする。 (削除)
(新設)  (新設)  (新設)  第5章 監査役および監査役会  第28条(員数) 当銀行の監査役は、5名以内とする。 (第29条(選任方法) (1) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 (2) 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (第30条(任期)	査等委員である取締役と監査等委員でない取締役と を区別して定めなければならない。 第 29 条 (取締役の責任免除) 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等で あるものを除く。) との間に、同法第 423 条第 1 項に 規定する損害賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限 度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額 とする。
(新設)  (新設)  (新設)  第5章 監査役および監査役会 第28条(員数)当銀行の監査役は、5名以内とする。 第29条(選任方法) (1)監査役は、株主総会の決議によって選任する。 (2)前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 第30条(任期) (1)監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事	査等委員である取締役と監査等委員でない取締役と を区別して定めなければならない。 第 29 条 (取締役の責任免除) 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等で あるものを除く。) との間に、同法第 423 条第 1 項に 規定する損害賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限 度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額 とする。 (削除)
(新設)  (新設)  (新設)  (新設)  第5章 監査役および監査役会  第28条(員数) 当銀行の監査役は、5名以内とする。 (第29条(選任方法) (1) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 (2) 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (第30条(任期) (1) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終	査等委員である取締役と監査等委員でない取締役と を区別して定めなければならない。 第 29 条 (取締役の責任免除) 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等で あるものを除く。) との間に、同法第 423 条第 1 項に 規定する損害賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限 度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額 とする。 (削除)
(新設)  (新設)  (新設)  第5章 監査役および監査役会 第28条(員数) 当銀行の監査役は、5名以内とする。 第29条(選任方法) (1) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 (2) 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 第30条(任期) (1) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	査等委員である取締役と監査等委員でない取締役と を区別して定めなければならない。 第 29 条 (取締役の責任免除) 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等で あるものを除く。) との間に、同法第 423 条第 1 項に 規定する損害賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限 度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額 とする。 (削除)
(新設)  (新設)  (新設)  第5章 監査役および監査役会  第28条(員数) 当銀行の監査役は、5名以内とする。  第29条(選任方法) (1) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 (2) 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  第30条(任期) (1) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選	査等委員である取締役と監査等委員でない取締役と を区別して定めなければならない。 第 29 条 (取締役の責任免除) 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等で あるものを除く。) との間に、同法第 423 条第 1 項に 規定する損害賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限 度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額 とする。 (削除)
(新設)  (新設)  第5章 監査役および監査役会 第28条(員数)当銀行の監査役は、5名以内とする。 第29条(選任方法) (1)監査役は、株主総会の決議によって選任する。 (2)前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 第30条(任期) (1)監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (2)任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満	査等委員である取締役と監査等委員でない取締役と を区別して定めなければならない。 第 29 条 (取締役の責任免除) 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等で あるものを除く。) との間に、同法第 423 条第 1 項に 規定する損害賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限 度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額 とする。 (削除)
(新設)  (新設)  (新設)  第5章 監査役および監査役会  第28条(員数) 当銀行の監査役は、5名以内とする。  第29条(選任方法) (1) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 (2) 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  第30条(任期) (1) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選	査等委員である取締役と監査等委員でない取締役と を区別して定めなければならない。 第 29 条 (取締役の責任免除) 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等で あるものを除く。) との間に、同法第 423 条第 1 項に 規定する損害賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限 度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額 とする。 (削除)

ら常勤の監査役を選定する。	
第32条(監査役会の招集通知)	(削除)
(1) 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各	
監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必	
要があるときは、この期間を短縮することができる。	
(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続き	
を経ないで監査役会を開催することができる。	
第33条(監査役会規程)監査役会に関する事項は、	(削除)
法令または定款のほか、監査役会において定める監査	
役会規程による。	
第34条(報酬等)監査役の報酬等は、株主総会の決	(削除)
議によって定める。	
第35条(社外監査役の責任限定契約) 当銀行は、会	(削除)
社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間	
に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害	
賠償責任を限定する契約を締結することができる。た	
だし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第	
425条第1項各号に定める額の合計額とする。	
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	第 30 条(監査等委員会の招集通知)
	第30条(監査等委員会の招集通知)
	第30条(監査等委員会の招集通知) (1)監査等委員会の招集通知は、会日の5日前まで
	第30条(監査等委員会の招集通知) (1)監査等委員会の招集通知は、会日の5日前まで に各監査等委員に対して発するものとする。ただし、
	第30条(監査等委員会の招集通知) (1)監査等委員会の招集通知は、会日の5日前まで に各監査等委員に対して発するものとする。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが
	第30条(監査等委員会の招集通知) (1)監査等委員会の招集通知は、会日の5日前まで に各監査等委員に対して発するものとする。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが できる。
	第30条(監査等委員会の招集通知) (1)監査等委員会の招集通知は、会日の5日前まで に各監査等委員に対して発するものとする。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが できる。 (2)監査等委員全員の同意があるときは、招集の手
(新設)	第30条(監査等委員会の招集通知) (1)監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2)監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	第30条(監査等委員会の招集通知) (1)監査等委員会の招集通知は、会日の5日前まで に各監査等委員に対して発するものとする。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが できる。 (2)監査等委員全員の同意があるときは、招集の手 続を経ないで監査等委員会を開催することができる。 第31条(監査等委員会規程)監査等委員会に関する
(新設)	第30条(監査等委員会の招集通知) (1)監査等委員会の招集通知は、会日の5日前まで に各監査等委員に対して発するものとする。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが できる。 (2)監査等委員全員の同意があるときは、招集の手 続を経ないで監査等委員会を開催することができる。 第31条(監査等委員会規程)監査等委員会に関する 事項は、法令または定款のほか、監査等委員会におい
(新設)	第30条(監査等委員会の招集通知) (1)監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2)監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。 第31条(監査等委員会規程)監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
(新設) (新設)	第30条(監査等委員会の招集通知) (1)監査等委員会の招集通知は、会日の5日前まで に各監査等委員に対して発するものとする。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが できる。 (2)監査等委員全員の同意があるときは、招集の手 続を経ないで監査等委員会を開催することができる。 第31条(監査等委員会規程)監査等委員会に関する 事項は、法令または定款のほか、監査等委員会におい て定める監査等委員会規程による。 第32条(常勤の監査等委員)監査等委員会は、監査 等委員の中から常勤の監査等委員を選定することが できる。
(新設)	第30条(監査等委員会の招集通知) (1)監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2)監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。 第31条(監査等委員会規程)監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会に対いて定める監査等委員会規程による。 第32条(常勤の監査等委員)監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することが
(新設) (新設) (新設) (新設) 第6章 会計監査人 第36条(選任方法)会計監査人は、株主総会の決議	第30条(監査等委員会の招集通知) (1)監査等委員会の招集通知は、会日の5日前まで に各監査等委員に対して発するものとする。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが できる。 (2)監査等委員全員の同意があるときは、招集の手 続を経ないで監査等委員会を開催することができる。 第31条(監査等委員会規程)監査等委員会に関する 事項は、法令または定款のほか、監査等委員会におい て定める監査等委員会規程による。 第32条(常勤の監査等委員)監査等委員会は、監査 等委員の中から常勤の監査等委員を選定することが できる。
(新設) (新設) (新設) 第6章 会計監査人	第 30 条 (監査等委員会の招集通知) (1) 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前まで に各監査等委員に対して発するものとする。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが できる。 (2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手 続を経ないで監査等委員会を開催することができる。 第 31 条 (監査等委員会規程) 監査等委員会に関する 事項は、法令または定款のほか、監査等委員会におい て定める監査等委員会規程による。 第 32 条 (常勤の監査等委員) 監査等委員会は、監査 等委員の中から常勤の監査等委員を選定することが できる。 第 6章 会計監査人
(新設) (新設) (新設) (新設) 第6章 会計監査人 第36条(選任方法)会計監査人は、株主総会の決議	第 30 条 (監査等委員会の招集通知) (1) 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前まで に各監査等委員に対して発するものとする。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが できる。 (2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手 続を経ないで監査等委員会を開催することができる。 第 31 条 (監査等委員会規程) 監査等委員会に関する 事項は、法令または定款のほか、監査等委員会におい て定める監査等委員会規程による。 第 32 条 (常勤の監査等委員) 監査等委員会は、監査 等委員の中から常勤の監査等委員を選定することが できる。 第 6章 会計監査人
(新設) (新設) (新設) (新設) 第6章 会計監査人 第36条 (選任方法) 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。	第 30 条 (監査等委員会の招集通知) (1) 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前まで に各監査等委員に対して発するものとする。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが できる。 (2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手 続を経ないで監査等委員会を開催することができる。 第 31 条 (監査等委員会規程) 監査等委員会に関する 事項は、法令または定款のほか、監査等委員会におい て定める監査等委員会規程による。 第 32 条 (常勤の監査等委員) 監査等委員会は、監査 等委員の中から常勤の監査等委員を選定することが できる。 第 6章 会計監査人 第 33 条 (会計監査人の選任方法) (現行通り)